

インターネット取引管理弁法

2014年3月15日施行

日本貿易振興機構（ジェトロ）
北京事務所

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。

国家工商行政管理総局令

第 60 号

「インターネット取引管理弁法」は中華人民共和国国家工商行政管理総局局務会議の審議を経て採択されたので、ここに公布し、2014 年 3 月 15 日から施行する。

局長 張茅

2014 年 1 月 26 日

インターネット取引管理弁法

(2014 年 1 月 26 日付け国家工商行政管理総局令第 60 号にて公布)

第一章 総 則

第一条 インターネット商品取引及び関連サービスを規範化し、消費者及び経営者の合法的な権益を保護し、インターネット経済の持続的、健全的な発展を促進するために、「消費者権益保護法」、「産品質量法」(製品品質法)、「反不正競争法」、「契約法」、「商標法」、「広告法」、「権利侵害責任法」、「電子署名法」等の法律・法規に基づき、本弁法を制定する。

第二条 中華人民共和国国内でインターネット商品取引及び関連のサービスを行うには、中華人民共和国の法律・法規及び本弁法の規定を遵守しなければならない。

第三条 本弁法でいうインターネット商品取引とは、インターネット(モバイルインターネットを含む)を通じて商品を販売する又はサービスを提供する営業活動をいう。

本弁法でいう関連サービスとは、インターネット商品取引に提供される第三者取引プラットフォーム、宣伝・プロモーション、信用評価、支払の決済、物流、速達、インターネット接続、サーバーのハウジング、バーチャルスペースの賃貸利用、ウェブサイト・ホームページのデザイン・制作などの営利的サービスをいう。

第四条 インターネット商品取引及び関連サービスに従事するには、自主・公正・誠実信用の原則に従い、商業道德及び公序良俗を遵守しなければならない。

第五条 インターネット商品経営者、関連サービス経営者が経営方式を刷新し、サービスのレベルを高め、インターネット経済の発展を推進するよう奨励・支持する。

第六条 インターネット商品経営者、関連サービス経営者により業界組織を設立し、業界内規約を確立し、業界の信用構築を推進し、業界の自主規制を強化し、業界の発展の規範化を促進するよう奨励・支持する。

第二章 インターネット商品経営者及び関連サービス経営者の義務

第一節 一般的規定

第七条 インターネット商品取引及び関連サービスに従事する経営者は、法により工商登記を行わなければならない。

インターネット商品取引に従事する自然人は、第三者取引プラットフォームを通じて営業活動を行うものとし、第三者取引プラットフォームに、氏名、住所地、有効な身分証明、有効な連絡方式など真実の身分情報を提示しなければならない。登記登録条件を具備する場合、法により工商登記を行う。

インターネット商品取引及び関連サービスに従事する経営者が販売した商品又は提供したサービスは、法律、行政法規又は国务院決定で規定された行政許可の取得が必要なものに当たる場合、法により関連許可を取得しなければならない。

第八条 工商行政管理部門にて登記登録をしており、すでに営業許可証を受領した法人、その他の経済組織又は個人経営者であって、インターネット商品取引及び関連サービスに従事する者は、そのウェブサイトのホームページ又は営業活動を行うホームページの目立つ位置に営業許可証に記載された情報又はその営業許可証の電子リンク標識を公開しなければならない。

第九条 インターネットで取引される商品又はサービスは、法律・法規・規則の規定に合致しなければならない。法律・法規によりその取引が禁止される商品又はサービスについて、経営者はインターネット上で取引をしてはならない。

第十条 インターネット商品経営者は、消費者に商品を販売する又はサービスを提供するに当たって、「消費者權益保護法」、「産品質量法」等の法律・法規・規則の規定を遵守しなければならない。消費者の合法的權益を害してはならない。

第十一条 インターネット商品経営者は、消費者に商品を販売する又はサービスを提供するに当たって、消費者に経営住所地、連絡方式、商品又はサービスの数量と品質、代価又は費用、履行期限と方式、

支払方式、返品又は交換の方式、安全注意事項とリスク警告、アフターサービス、民事責任などの情報を提示し、安全保障措置を取って取引の安全性・確実性を確保するとともに、承諾どおりに商品又はサービスを提供しなければならない。

第十二条 インターネット商品経営者は、商品を販売する又はサービスを提供するに当たって、商品又はサービスの完全性を保証しなければならない、非合理的な商品又はサービスの分割販売、最低消費基準の設定、別途の不合理的な費用徴収をしてはならない。

第十三条 インターネット商品経営者は、商品を販売する又はサービスを提供するに当たって、国家の関連規定又は商慣行により消費者に領収書など商品購入の証憑又はサービス伝票を発行しなければならない。消費者の同意を得た場合、電子化したものを発行してもよい。電子化した商品購入の証憑又はサービス伝票は、消費者からの苦情を処理する根拠とすることができる。

消費者から領収書など商品購入の証憑又はサービス伝票の発行を要求された場合、インターネット商品経営者は、それを発行しなければならない。

第十四条 インターネット商品経営者、関連サービス経営者が提供する商品又はサービスの情報は真実かつ正確なものでなければならない、虚偽の宣伝及び虚偽の表示をしてはならない。

第十五条 インターネット商品経営者、関連サービス経営者は、商品を販売する又はサービスを提供するに当たって、「商標法」、「企業名称登録管理規定」等の法律・法規・規則の規定を遵守しなければならない、他人の登録商標専用権や企業名称権などの権利を侵害してはならない。

第十六条 インターネット商品経営者が商品を販売する場合、消費者は商品を受け取った日から 7 日以内に、理由を説明せずに返品する権利を有する。ただし、以下のような商品はこの限りではない。

(一) 消費者が注文して作らせたもの

(二) 生きているものや腐りやすいもの

(三) オンラインでダウンロードした又は消費者が開封した録音録画製品、コンピューターソフトウェアなどデジタル化した商品

(四) 交付した新聞紙、定期刊行物

前項に記載される商品以外、その他の商品の性質によりかつ消費者が購入した時に確認した返品すべきでない商品は、理由なき返品原則を適用しない。

消費者が返品した商品は、完全なものでなければならない。インターネット商品経営者は返品商品を受け取った日から 7 日以内に、消費者が支払った商品代金を返却しなければならない。返品商品の運賃は消費者が負担する。インターネット商品経営者と消費者の間に別途約定がある場合、約定にしたがう。

第十七条 インターネット商品経営者、関連サービス経営者は、経営活動において契約の定型条項を採用する場合、法律・法規・規則の規定に合致し、公平の原則に従って取引双方の権利と義務を定め、顕著な方式で消費者に、消費者と重大な利害関係のある条項への注意を促し、消費者の要求に応じて説明を行わなければならない。

インターネット商品経営者、関連サービス経営者は、電子契約の定型条項などの方式により、消費者の権利の排除又は制限、経営者の責任の軽減又は免除、消費者の責任の加重など、消費者にとって不公平・不合理な規定を定めてはならず、契約の定型条項を利用し技術手段を借りて取引を強要してはならない。

第十八条 インターネット商品経営者、関連サービス経営者は、営業活動において消費者又は経営者

の情報の収集、使用に当たっては、合法・正当・必要の原則に従い、情報収集・使用の目的、方法、範囲を明示し、かつ、被収集者からの同意を得なければならない。インターネット商品経営者、関連サービス経営者は、消費者又は経営者の情報収集・使用に当たっては、その収集・使用の規則を公開しなければならない。法律・法規の規定及び双方間の取決めに違反して情報の収集・使用を行ってはならない。

インターネット商品経営者、関連サービス経営者及びその従業員は、収集した消費者の個人情報又は経営者の営業秘密に係るデータ情報について厳格に秘密を保持しなければならない。漏洩、売却又は不法に他人に提供してはならない。インターネット商品経営者、関連サービス経営者は、技術的措置とその他の必要な措置を講じて、情報の安全を確保し、情報の漏洩、紛失を防止しなければならない。情報の漏洩、紛失が起きている又は起さる恐れのある場合には、直ちに救済措置を講じなければならない。

インターネット商品経営者、関連サービス経営者は、消費者からの同意を得ていない、若しくは要請を受けていない場合、又は消費者がはっきりと拒否をした場合には、消費者に商業的電子情報を送信してはならない。

第十九条 インターネット商品経営者、関連サービス経営者は、商品又はサービスを販売するに当たって、「反不正当竞争法」等法律の規定を遵守しなければならない。不正競争により、ほかの経営者の合法的権益に損害を与え、社会経済秩序をかく乱してはならない。また、ネット技術手段又は媒体等の方式を利用して、下記の不正競争行為を行ってはならない。

(一) 有名ウェブサイト特有のドメインネーム、名称、標章を無断使用し、又は有名ウェブサイトに近いドメインネーム、名称、標章を使用し、他人の有名ウェブサイトと混同を生じさせ、消費者の誤認を引き起こすこと

(二) 政府部門又は社会団体の電子標章を無断使用、偽造をし、誤解を引き起こすような虚偽の宣伝をすること

(三) バーチャル物品を景品とする抽選式景品付き販売を行い、インターネット市場でのバーチャル物品の取決め金額が法律・法規に認められる上限額を超えていること

(四) 架空の取引、不利な評価の削除などにより、自分又は他人の商業名声を引き上げること

(五) 取引成立後の事実と反する悪意のある評価により、競合相手の商業名声に損害を与えること

(六) 法律、法規に規定されるその他の不正競争行為。

第二十条 インターネット商品経営者、関連サービス経営者は、競合相手のウェブサイト又はウェブページに不法な技術的攻撃を行い、競合相手の正常な経営ができなくしてはならない。

第二十一条 インターネット商品経営者、関連サービス経営者は、国家工商行政管理総局の規定に基づき、所在地の工商行政管理部門に経営の統計資料を報告送付しなければならない。

第二節 第三者取引プラットフォーム経営者に関する特別規定

第二十二条 第三者取引プラットフォーム経営者は、工商行政管理部門で登記登録をし、かつ営業許可証を受領した企業法人でなければならない。

前項でいう第三者取引プラットフォームとは、インターネット商品取引活動において、取引する両者又は多者が独自に取引活動を行うよう、取引する両者又は多者に対しウェブスペース、バーチャルな経営場所、取引規則、取引マッチング、情報発信等のサービスを提供する情報ネットワークシステムをいう。

第二十三条 第三者取引プラットフォーム経営者は、プラットフォームに加入して商品を販売する又はサービスを提供することを申請する法人、その他の経済組織又は個人経営者の経営主体の資格につい

て審査・登録をして、登録ファイルを作成し、定期的に確認・更新を行い、その営業活動を行うホームページの目立つ位置に営業許可証に記載された情報又はその営業許可証の電子リンク標識を公開しなければならない。

第三者取引プラットフォーム経営者は、工商登記登録条件を具備しないもので、プラットフォームに加入して商品を販売する又はサービスを提供することを申請する自然人の真実の身分情報について審査、登録をして、登録ファイルを作成し、定期的に確認・更新を行い、個人の身分情報が真実で合法であることを証明する標識を発行し、その営業活動を行うホームページの目立つ位置に掲載しなければならない。

第三者取引プラットフォーム経営者は、審査と登録をする時に、相手に登録協議を十分に知らせ、同意させて、また義務と責任条項への注意を促さなければならない。

第二十四条 第三者取引プラットフォーム経営者は、プラットフォームに加入して商品を販売する又はサービスを提供することを申請する経営者と協議を締結して、双方のプラットフォームの加入と脱退、商品とサービスの品質安全の保障、消費者権益の保護などについての権利、義務と責任を明らかにしなければならない。

第三者取引プラットフォーム経営者は、プラットフォーム上の経営者との協議、取引規則を修正するに当たって、「公開・連続・合理」という原則に従い、最低7日前に修正内容を公示し、かつ、関連の経営者に通知しなければならない。プラットフォーム上の経営者が、協議又は規則の修正内容を受け入れず、プラットフォームからの脱退を申請する場合に、第三者取引プラットフォーム経営者は、その脱退を認め、かつ、当初の協議又は取引規則に基づいて関連の責任を負わなければならない。

第二十五条 第三者取引プラットフォーム経営者は、プラットフォーム上の取引規則、取引安全の保障、消費者権益の保護、不良情報処理などを含む管理制度を作成しなければならない。各管理制度をそのウェブサイト公示し、かつユーザーが便利・完全に閲覧し保存することができるように技術面で保証しなければならない。

第三者取引プラットフォーム経営者は、必要な技術手段と管理措置を講じ、正常なプラットフォーム運営を確保して、必要かつ信頼できる取引環境と取引サービスを提供し、インターネット取引秩序を維持しなければならない。

第二十六条 第三者取引プラットフォーム経営者は、プラットフォームを通じて商品を販売する又はサービスを提供する経営者、及びその発表した商品とサービス情報に対して検査監督制度を設け、工商行政管理法律・法規・規則に違反する行為を発見した場合、プラットフォーム経営者の所在地の工商行政管理部門に報告し、適時に措置を講じて制止しなければならない。必要な場合は第三者取引プラットフォームサービスの提供を中止することができる。

工商行政管理部門が、プラットフォーム上において工商行政管理法律・法規・規則に違反する行為を発見し、法により措置を講じて制止するよう第三者取引プラットフォーム経営者に要求した場合、第三者取引プラットフォーム経営者はこれに協力しなければならない。

第二十七条 第三者取引プラットフォーム経営者は必要な手段を講じて登録商標専用権、企業名称権等の権利を保護しなければならない。権利者において、プラットフォーム上の経営者がその登録商標専用権、企業名称権等の権利を侵害した行為、又はその合法的な権益に損害を与える不正競争行為を実施したことの証明証拠がある場合、「権利侵害責任法」に基づき、必要な措置を取らなければならない。

第二十八条 第三者取引プラットフォーム経営者は、消費紛争の和解・消費者権益保護の自己規制制度を構築しなければならない。消費者がプラットフォーム上の商品の購入又はサービスの受入れにおいて、消費紛争が発生し又はその合法的な権益に損害を与えられたとき、消費者がプラットフォームに調

停を求めた場合に、プラットフォームは調停を行わなければならない。消費者がその他のルートを紹介して権利擁護をする場合に、プラットフォームは消費者に、経営者の真実のウェブサイト登録情報を提供し、消費者が自身の合法的権益を守ることに積極的に協力しなければならない。

第二十九条 第三者取引プラットフォーム経営者が、プラットフォーム上で自ら商品又はサービス事業を行う場合は、消費者に誤解を生じさせないように、顕著な方法によって自営部分とプラットフォームにおけるその他の経営者の経営部分を区分・表記しなければならない。

第三十条 第三者取引プラットフォーム経営者は、そのプラットフォーム上で公開された商品及びサービスの情報の内容とその発布時間を審査、記録、保存しなければならない。プラットフォーム上の経営者の営業許可証又は個人の真実の身分情報の記録は、経営者のプラットフォームでの登録抹消日から最低 2 年間、取引記録などその他の情報記録のバックアップは、取引完成日から最低 2 年間保存しなければならない。

第三者取引プラットフォーム経営者は、電子署名、データのバックアップ、故障回復等の技術的手段を使い、インターネット取引データ・資料の完全性と安全性を確保し、オリジナルデータの真実性を保証しなければならない。

第三十一条 第三者取引プラットフォーム経営者は、第三者取引プラットフォームサービスの提供を終止しようとする場合に、最低 3 ヶ月前に、そのウェブサイトのホームページの目立つ位置にその旨を公示し、かつ、関連の経営者及び消費者に通知して、関連の経営者及び消費者の合法的権益を保障するために必要な措置を講じなければならない。

第三十二条 第三者取引プラットフォーム経営者が取引当事者に公平かつ公正な信用評価サービスを提供し、経営者の信用状況を客観的、公正に採取・記録して、取引リスクを警告するために、信用評価体系・信用開示制度を構築するよう奨励する。

第三十三条 第三者取引プラットフォーム経営者が消費者権益保証金を設置するよう奨励する。消費者権益保証金は、消費者の権益保障のために用いられるものであり、ほかの用途に流用してはならず、使用の状況を定期的に公開しなければならない。

第三者取引プラットフォーム経営者が、プラットフォーム上の経営者と合意の上、消費者権益保証金を設置する場合に、双方で消費者権益保証金の積立額、管理、使用及び返却のルールについて明確な取決めをしなければならない。

第三十四条 第三者取引プラットフォーム経営者は、工商行政管理部門によるインターネット上の不法経営行為の摘発に積極的に協力し、そのプラットフォーム上で不法経営を行った疑いがある経営者の登録情報、取引データなどの資料を提供しなければならない、真実を隠してはならない。

第三節 その他関連サービス経営者に関する特別規定

第三十五条 インターネット商品取引に、インターネット接続、サーバーのハウジング、バーチャルスペースの賃貸利用、ウェブサイト・ホームページのデザイン・制作などのサービスを提供する関連サービス経営者は、申請者に経営資格の証明及び個人の真実の身分情報を提供することを要求し、サービス契約を締結し、法によりそのオンライン情報を記録しなければならない。申請者の営業許可証又は個人の真実の身分情報などの情報記録のバックアップの保存時間は、サービス契約の終止又は履行終了の

日から2年を下回ってはならない。

第三十六条 インターネット商品取引に信用評価サービスを提供する関連サービス事業者は、合法的な経路を通じて信用の情報を収集し、「中立・公正・客観」という原則を堅持して、ユーザーの信用格付け又は関連の情報を勝手に調整してはならず、収集した信用情報をいかなる不法な用途にも利用してはならない。

第三十七条 インターネット商品取引に宣伝・プロモーションサービスを提供するに当たっては、関連の法律・法規・規則の規定に合致しなければならない。

ブログ、マイクロブログ等のソーシャルメディアを通じて宣伝・プロモーションサービスを提供し、商品又はサービスについてコメントし、それによって報酬を得ている場合、消費者に誤解を生じさせないように、事実の通りその性質を開示しなければならない。

第三十八条 インターネット商品取引に、インターネット接続、支払の決済、物流、速達等のサービスを提供する関連サービス事業者は、工商行政管理部門によるインターネット商品取引関連違法行為の摘発に積極的に協力し、不法経営の疑いがあるインターネット商品事業者の登録情報、連絡先、住所などの関連データ、資料を提供しなければならない、真実を隠してはならない。

第三章 インターネット商品取引及び関連サービスへの監督管理

第三十九条 インターネット商品取引及び関連サービスへの監督管理は、県級以上の工商行政管理部門が担当する。

第四十条 県級以上の工商行政管理部門はインターネット商品取引及び関連サービスの信用ファイルを作成し、日常の監督検査の結果、法に違反する行為への摘発などの状況を記録しなければならない。信用ファイルの記録に基づき、インターネット商品事業者、関連サービス事業者に対し信用分類監督管理を実施する。

第四十一条 インターネット商品取引及び関連サービスをめぐる不法行為は、不法行為が生じた事業者の住所所在地の県級以上の工商行政管理部門が管轄する。そのうち、第三者取引プラットフォームを通じて経営活動を行う事業者の違法行為は、第三者取引プラットフォーム事業者の住所所在地の県級以上の工商行政管理部門が管轄する。第三者取引プラットフォーム事業者の住所所在地の県級以上の工商行政管理部門は、他所にある不法行為者を管轄することが困難な場合、不法行為者の法違反の事情を不法行為者の所在地の県級以上の工商行政管理部門に移送して処理させることができる。

二つ以上の工商行政管理部門はインターネット商品取引及び関連サービスをめぐる不法行為の管轄権について争議がある場合、共通の1級上の工商行政管理部門に報告し、管轄権を指定してもらわなければならない。

全国範囲で重大な影響があり、消費者の権益を深刻に侵害し、集団苦情を誘発し、又は事情が複雑なインターネット商品取引及び関連サービスをめぐる不法行為は、国家工商行政管理総局が摘発するか、又は省級工商行政管理局を指定して摘発させる。

第四十二条 インターネット商品取引及び関連サービス活動における消費者が工商行政管理部門に苦情を申し立てた場合、「工商行政管理部門が消費者苦情を処理する弁法」にしたがって処理する。

第四十三条 県級以上の工商行政管理部門は、違法の疑いがあるインターネット商品取引及び関連サービス行為を摘発するときに、以下に掲げる職権を行使することができる。

(一) 関係する当事者を尋問し、それが法に違反するインターネット商品取引及び関連サービス行為に従事したと疑われる関連事情を調査すること

(二) 当事者の取引データ、契約書、伝票、帳簿及びその他の関係データ、資料を検閲、複製すること

(三) 法律・法規の規定に準拠し、法に違反するインターネット商品取引及び関連サービス行為に使用される商品、工具、設備等の物品を封印し、差し押さえ、法に違反するインターネット商品取引及び関連サービス行為に使用される経営場所を封印すること

(四) 講じることができるものとして法律・法規に定めたその他の措置

工商行政管理部門が法により前項に定める職権を行使するときに、当事者はこれに協力、服従しなければならない、拒否、妨害してはならない。

第四十四条 工商行政管理部門のインターネット商品取引及び関連サービス活動に対する技術的監視測定記録資料は、法に違反するインターネット商品経営者、関連サービス経営者に対し行政処罰を実施し又は行政上の措置を講じるための電子データ証拠とすることができる。

第四十五条 インターネット商品取引及び関連サービス活動において、工商行政管理に関する法律・法規の規定に違反し、情状が重大で、措置を講じて不法ウェブサイトが引き続き不法活動を行うことを差し止める必要がある場合、工商行政管理部門は関係規定に基づき、ウェブサイトの許可地又は届出地の通信管理部門に対し、法により当該不法ウェブサイトへの接続サービスの一時遮断又は停止を命じるよう要請することができる。

第四十六条 工商行政管理部門はウェブサイトの不法行為に対して行政処罰を科した後に、当該不法ウェブサイトを開鎖する必要がある場合、関係規定に基づき、ウェブサイト許可地又は届出地の通信管理部門に対し、法により当該不法ウェブサイトを開鎖するよう要請することができる。

第四十七条 工商行政管理部門は、インターネット商品取引及び関連サービス活動に対する監督管理において、他の部門で摘発すべき違法行為を発見した場合、法により関連の部門に移送しなければならない。

第四十八条 県級以上の工商行政管理部門は、インターネット商品取引及び関連サービスに関する監督管理作業責任制度を構築し、法により職責を果たさなければならない。

第四章 法的責任

第四十九条 本弁法に違反する行為について、法律・法規に別途の処罰規定がある場合、その規定に準拠する。

第五十条 本弁法第七条第二項、第二十三条、第二十五条、第二十六条第二項、第二十九条、第三十条、第三十四条、第三十五条、第三十六条、第三十八条の規定に違反した場合、警告を与え、是正を命じる。是正を拒否した場合、一万元以上三万元以下の罰金を科する。

第五十一条 本弁法第八条、第二十一条の規定に違反した場合、警告を与え、是正を命じる。是正を拒否した場合、一万元以下の罰金を科する。

第五十二条 本弁法第十七条の規定に違反した場合、「契約違法行為監督処理弁法」の関連規定にした

がって処罰する。

第五十三条 本弁法第十九条第（一）号の規定に違反した場合、「反不正当竞争法」第二十一条の規定にしたがって処罰する。本弁法第十九条第（二）号、第（四）号の規定に違反した場合、「反不正当竞争法」第二十四条の規定にしたがって処罰する。本弁法第十九条第（三）号の規定に違反した場合、「反不正当竞争法」第二十六条の規定にしたがって処罰する。本弁法第十九条第（五）号の規定に違反した場合、警告を与え、是正を命じ、一万元以上三万元以下の罰金を併科する。

第五十四条 本弁法第二十条の規定に違反した場合、警告を与え、是正を命じ、一万元以上三万元以下の罰金を併科する。

第五章 附 則

第五十五条 第三者取引プラットフォームを通じて商品又は営利的サービスの情報を発布しているが、取引過程が直接プラットフォームを通じずに行われた経営活動について、本弁法におけるインターネット商品取引に関する管理規定を参照の上適用する。

第五十六条 本弁法は国家工商行政管理総局により解釈を行う。

第五十七条 省級の工商行政管理部門は、本弁法の規定に基づき、インターネット商品取引及び関連サービスの監督管理の実施に関する指導的意見を制定することができる。

第五十八条 本弁法は、2014年3月15日より施行する。国家工商行政管理総局から2010年5月31日付けで発布された「インターネット商品取引及び関連サービス行為に関する管理暫定弁法」は同時に廃止する。

出所：2014年2月13日付国家工商行政管理総局ホームページを基にジェトロ北京事務所で日本語仮訳を作成。

http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/zjl/scgfgls/201402/t20140213_141724.html